

御所市障害者活躍推進計画

機関名	御所市、御所市議会、御所市監査委員、御所市農業委員会、御所市選挙管理委員会及び御所市教育委員会
任命権者	各機関の任命権者（職員の採用については、市長部局で一括採用した上で各行政委員会等へ出向を行っているため、連名での作成とする。）
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
御所市における障害者雇用に関する現状・課題	令和6年度において、法定雇用率を充足しておらず、法定雇用率を充足させるため、障害者雇用の推進及び障害を持つ職員が職業生活において活躍することができる職場環境づくりを推進するため、一層の体制整備や取り組みが必要である。
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>※現状の法定雇用率：2.8%以上（令和8年7月以降：3.0%）</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.38%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>障害のある職員について、不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として、人事課長を選任する。</p> <p>○障害のある職員の職業生活全般についての相談、指導を行う障害者職業生活相談員を選任し、組織としての人的サポート体制を整備する。</p>
(2) 人材面	<p>障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○上司との人事評価面談等を通して、障害者と業務の適切なマッチングができているかなどの点検を行い、必要に応じて検討</p>

	を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職場環境	<p>○障害者職業生活相談員等への相談のほか、人事評価面談等の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進し、働きやすい環境を整える。</p>
(4) その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮に努める。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行うよう努める。</p> <p>○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>